

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
に通園する児童の保護者 各位

守口市こども部こども施設課長

保育必要事由が「求職活動（起業準備を含む）」の方で、現在、認定こども園等を利用している場合の
支給認定期間（認定から 90 日を経過する日が属する月の末日）の算定の再開について（通知）

平素は、本市子育て支援行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、現在、認定こども園等を利用している児童の保護者のうち、保育必要事由が「求職活動（起業準備を含む）」の方につきましては、本来、新たな保育必要事由（原則、「就労」への更新のみ）への更新がない限り、お子さまの入園（所）から原則「90 日を経過する日が属する月の末日」で支給認定期間を終了しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、求職活動等の実施が困難であること等を踏まえ、当分の間、当該認定期間の算定を停止していました。

今般、国内の新型コロナウイルスについての感染状況や国の緊急事態宣言が終了したこと等を踏まえ、市では保育必要事由が「求職活動（起業準備を含む）」の場合における支給認定期間の算定を令和 2 年 7 月 1 日（水）より再開いたします。保育必要事由が「求職活動（起業準備を含む）」の保護者におかれましては、支給認定期間の終了日である令和 2 年 9 月 30 日（水）までに求職活動を行い就労していただくとともに、下記提出期限までに新たな保育必要事由への変更手続きを行っていただくようお願いします。

なお、下記提出期限までに新たな保育必要事由への変更手続きが行われない場合には、原則、9 月末日をもって教育・保育給付の支給認定を取り消すこととします（支給認定の取消しに伴い、保育必要事由がなくなった場合には、原則、現在の通園施設から退園となります）。

記

1. 対象者 現在、認定こども園等へ通園している児童の保護者で保育必要事由が「求職活動（起業準備を含む）」の者
2. 市に提出する書類 就労証明（申告）書（給与額に記載のあるもの）（新たな保育必要事由が「就労」の場合）
※新たな保育必要事由の内容によって市に提出する書類は異なります。
※詳細は市HPをご覧ください。
3. 提出期限 令和 2 年 9 月 23 日（水）
※郵送の場合は 9 月 20 日（日）の消印有効
4. 提出方法 郵送または窓口へ持参
5. 提出先 〒570-8666 守口市京阪本通 2-5-5
守口市こども部こども施設課（市役所 3 階北側エリア）

※ 上記の対応については、今後の新型コロナウイルス感染状況等により変更となる可能性があります。その際には、改めて市からお知らせします。

【お問い合わせ先】
守口市こども部こども施設課
電話：06-6992-1637